

消費税率引き上げに伴う 水道料金・下水道使用料改定のお知らせ

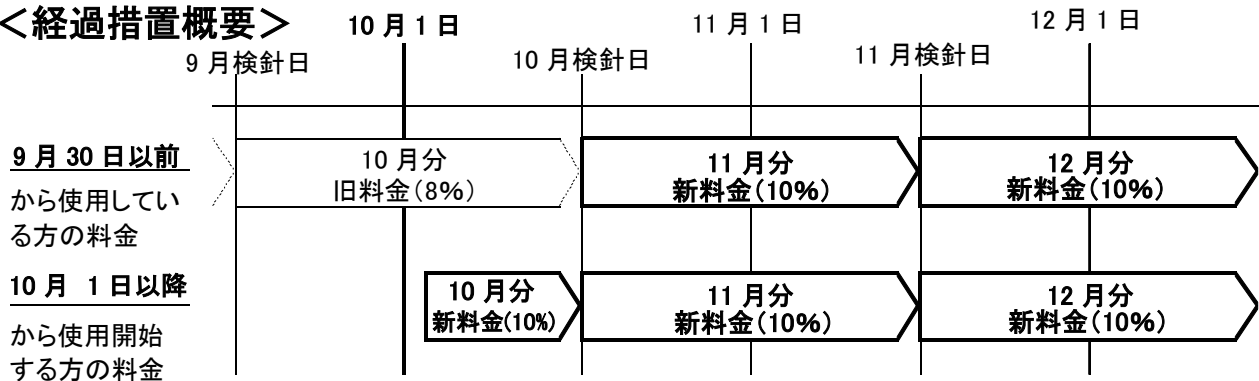
令和元年10月1日から消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い水道料金・下水道使用料を改定させていただきます。
みなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

注) 今回の改定は、消費税の引き上げ分のみです。

○経過措置

消費税法の経過措置にもとづき、令和元年9月30日以前から水道、下水道を使用していて、10月1日以降も継続して使用いただく方は、11月分の水道料金・下水道使用料（10月の検針日以降の使用分）から新税率（10%）の適用となります。

<経過措置概要>



○1ヶ月あたり料金の新旧比較表

(水道料金 一般用 メーター口径13mmの場合 消費税込)

単位:円

使用水量	10m ³	15m ³	20m ³	30m ³	50m ³	70m ³	100m ³
新料金(10%)	1,260	2,030	2,800	4,450	7,750	11,490	17,100
旧料金(8%)	1,240	1,990	2,750	4,370	7,610	11,280	16,790
差額	20	40	50	80	140	210	310

(下水道使用料 一般用 阿田和地区のみ 消費税込)

単位:円

使用水量	10m ³	15m ³	20m ³	30m ³	50m ³	70m ³	100m ³
新料金(10%)	1,320	2,140	2,970	4,620	7,920	11,220	16,170
旧料金(8%)	1,290	2,100	2,910	4,530	7,770	11,010	15,870
差額	30	40	60	90	150	210	300

【お問い合わせ：生活環境課上下水道係 電話 05979(3)0513】